

《 補 足 説 明 書 》

徳島県南部総合県民局県土整備部＜阿南＞

委 託 業 務 名 R 3 阿 土 福 井 ダ ム 阿 南 ・ 福 井 堰 堤 管 理 業 務 (4)

別 途 発 注 委 託 業 務 R 3 阿 土 福 井 ダ ム 阿 南 ・ 福 井 堰 堤 管 理 業 務 (3)
(水 道 設 備 改 良 設 計 業 務)

- ・ 本業務は、重点調査制度の（対象業務・対象外業務）である。

1 現 地 調 査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前（休日・入札開始日を除く）の正午までに、書面により南部総合県民局県土整備部（阿南）に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 南部総合県民局県土整備部（阿南）

住 所 〒 7 7 4 - 0 0 3 0 徳島県阿南市富岡町あ王谷46

電 話 0 8 8 - 4 2 4 - 4 2 3 0

ファクシミリ 0 8 8 - 4 2 4 - 4 3 0 3

電子メール nanbu_ks_a@pref.tokushima.lg.jp

（※）質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当局から指名業者全員に回答する。

3 注 意 事 項

- ・ 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

・ 委託契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を2部を直ちに提出すること。

4 重 要 事 項 説 明

落札者は、建築士法第24条の7に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

5 営繕積算システム（R I B C）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（R I B C）の内訳書数量入力システムL I T Eの利用料を含んでいる。